

**平成25年 農作業雇用標準賃金のお知らせ及び農地の賃借料等情報の提供について**

○平成25年度 農作業雇用標準賃金

(平成25年1月25日から適用)

作業内容		単位	標準額 (円)	備考	
人 力 の 部	田植え	1日 あたり	5,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日8時間労働、昼食は持参とする。(8時間を超える場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める)</li> <li>・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。</li> </ul>	
	水田(畑)除草				
	稲(麦)刈り				
	一般農作業				
機 械 の 部	耕起(田畑)	トラクター	10a	ローター 5,500 プラウ(深耕) 10,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食、燃料は持参とする。</li> <li>・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。</li> </ul>
	代かき	トラクター	10a	6,500	
	田植え	田植え機	10a	8,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗、手直しは別途料金</li> <li>・昼食、燃料は持参とする。</li> <li>・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。</li> </ul>
		田植え機(苗持込み)	10a	27,000	
	水稲刈取り	バインダー	10a	9,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紐付き</li> <li>・昼食、燃料は持参とする。</li> <li>・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。</li> </ul>
		コンバイン			
	麦(陸稲)刈取り	コンバイン	10a	12,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食、燃料は持参とする。</li> <li>・10a以上の圃場整備地区を基準とするため、圃場の区画形状や湿田等により、作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ、割増料金を定める。</li> </ul>
	脱穀	ハーベスター	10a	9,500	
	水(陸)稲乾燥	乾燥機	玄米 30kg	水分23%以上 500 20%以上 450 15%以上 400	
			粳1kg	25	
	水田全面委託(ただし、水周り、除草、肥料、農薬を除く)		10a	85,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食、燃料は持参とする。</li> <li>・作業内容は原則として次のとおりとする。                          耕起2回                          代かき2回(荒代・本代)                          田植え(苗持込み)                          刈取り(コンバイン)                          乾燥、運賃(粳600kgの場合)</li> </ul>

○農地の賃借料等情報の提供について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。平成24年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は次のとおりです。

地域名	田（水稻）の部			参考 使用賃借数 （筆）	畑（普通畑）の部			参考 使用賃借数 （筆）
	平均額 （円）	最高額 （円）	最低額 （円）		平均額 （円）	最高額 （円）	最低額 （円）	
大宮	10,500	16,300	2,000	172	2,500	5,000	1,000	85
山方	9,600	12,000	2,500	27	2,400	3,100	2,000	38
美和	6,000	7,000	5,000	73	3,100	4,400	1,000	20
緒川	6,500	10,000	3,000	46	1,700	4,300	900	24
御前山	5,300	10,000	2,800	2	3,700	6,000	2,000	37

※賃借料の中で著しく高額、低額の賃借料は除外し集計しています。

平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

美和地域（田の部）と御前山地域（畑の部）については、参考となる情報が不足しているため、前回の情報を記載しています。

田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

使用賃借数とは、無償での貸し借りの筆数です。農地賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に、貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

**問 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211・212**

**山支** 経済建設課農林商工G ☎57-2121(代表) **美支** 経済建設課農林商工G ☎58-2111(代表)

**緒支** 経済建設課農林商工G ☎56-2111(代表) **御支** 経済建設課農林商工G ☎55-2111(代表)

**H i b (ヒブ) ワクチン追加接種の接種間隔の変更について**

平成24年12月20日付の厚生労働省の通知により、H i b (ヒブ) ワクチン追加接種の接種間隔が次のとおり変更になりました。

平成25年3月31日までに追加接種が可能となったお子さんで「H i b (ヒブ) ワクチン予防接種助成券」がない場合は、親子（母子）健康手帳を持参のうえ健康推進課または各総合支所市民福祉課へ申請をしてください。

○変更前

接種開始月齢	接種回数	接種間隔
生後2～7月未満	4回	初回接種(3回接種)から概ね1年後に1回接種
生後7～12月未満	3回	初回接種(2回接種)から概ね1年後に1回接種



○変更後

接種開始月齢	接種回数	接種間隔
生後2～7月未満	4回	初回接種(3回接種)から7～13か月の間に1回接種
生後7～12月未満	3回	初回接種(2回接種)から7～13か月の間に1回接種

**申請・問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121**

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) **美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) **御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

〈記号の見方〉

**問**：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所  
**御支**：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所  
**かがやき**：総合保健福祉センター（かがやき） **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ

## 献血のお願い

茨城県赤十字血液センターの移動採血車による献血を実施します。

皆様のご協力をお願いします。

○3月の予定

日	時	場 所
3/7(木)	9:30~11:30	御前山総合支所
3/12(火)	9:15~11:30	市消防本部

**問** 茨城県赤十字血液センター ☎029-243-5121  
**H・P** <http://ibaraki.bc.jrc.or.jp/index.html>  
**かがやき** 健康推進課健康推進G ☎54-7121

## 特定健康診査受診促進助成金について

市では、特定健診の受診促進のため、人間ドックを受診した際の特定健診結果を市に提供された方に対し、次のように健診費用の一部を助成します。該当される方は申請をお願いします。

○対象者

平成24年4月1日以降継続して、国民健康保険に加入している40～74歳の方で、平成24年度内(4月～翌3月)に、特定健診項目を満たした人間ドックを受診された方(ただし、市の実施する集団・個別健診を受診した方を除く)

○申請期限 3月29日(金)

○持参するもの

- ・人間ドック結果票一式
- ・国民健康保険証
- ・特定健診受診券(みどり色)
- ・銀行等の口座番号のわかるもの

○助成額 5,000円

**申請・問** **かがやき** 健康推進課健康推進G  
 ☎54-7121

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

**美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

**御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

## 障害者就職面接会(後期)開催のお知らせ

○日 時 2月27日(水)  
 13:00~15:30(受付12:30~)

○場 所 ホテルレイクビュー水戸  
 (水戸市宮町1-6-1)

※求職申し込みの方は障害者手帳をお持ちください。

**申込・問** ハローワーク常陸大宮 ☎52-3185

## 平成25年度常陸大宮市福祉タクシー助成券申請受付について

市では、医療機関へ通院するとき、市役所(総合支所含む)や公の施設を利用するときにご利用になれる福祉タクシー券の申請を受け付けています。

○対象者

下肢が不自由な方もしくは公共交通機関の利用が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- ①満65歳以上の方
- ②身体障害者手帳の交付を受けた方
- ③療育手帳の交付を受けた方

○申込方法

本庁介護高齢課及び各総合支所市民福祉課窓口備え付けの申請書により、お申し込みください。なお、次の要件を満たす方へは2月上旬に申請書を郵送していますので、ご確認ください。

- 平成24年4月から平成24年12月までの間にタクシー券を利用された方  
 ただし、行事用のタクシー券のみ利用の方へは送付していませんので、ご了承ください。
- 平成24年12月から平成25年1月18日までに平成24年度分の申請をされた方

**申込・問** 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線175・176

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

**美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

**御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

## 3月は「自殺防止月間」です

自殺は「孤立の病」とも言われていることから、現在、県では市町村及び各種団体等と連携を図り、「つながる“わ”・ささえる“わ”茨城いのちの絆キャンペーン」を実施しています。

例年、3月に自殺者が多いことから、県では3月を「自殺防止月間」と定めて、街頭キャンペーンや、各行事等の実施を予定しています。

周囲との絆を回復することが自殺防止につながります。心に悩みを抱えている人がいたら、声をかけてみませんか。

**問** 茨城県保健福祉部障害福祉課

☎029-301-3368

